

令和7年4月分保険料から

任意継続被保険者に係る 標準報酬月額の変更について

ダイレクトマーケティングミックス健康保険組合

標準報酬月額と保険料の算出方法について

現在、任意継続被保険者の標準報酬月額は、資格喪失時（退職時）の標準報酬月額と、全被保険者の前年度9月30日現在の平均標準報酬月額を比較しいずれか低い額となっています。
また、任意継続被保険者の保険料は、その方の標準報酬月額に保険料率を乗じて保険料を算出しています。

令和7年4月1日以降 変更内容について

①【平均標準報酬月額】

令和6年9月30日現在の平均標準報酬月額は、「271,595円」となり、標準報酬月額の「280,000円」に相当し、令和7年4月1日より適用となります。

また、令和6年度の平均標準報酬月額は「260,000円」でしたので、20,000円高い額となります。

②【資格喪失時(退職時)の標準報酬月額を保険料の算定基礎といたします】

当健康保険組合の任意継続被保険者の保険料収入に対して、保険料等の支出が大幅に上回っている状況であるため、公平性や負担能力に応じた負担を求めることを踏まえて、**令和7年4月1日以降に任意継続被保険者の資格を取得される方より、資格喪失時（退職時）の標準報酬月額を保険料の算定基礎とします。**

※ 資格喪失時(退職時)の標準報酬月額が平均標準報酬月額以下の方は変更はありません。

※ 令和7年3月31日以前に任意継続被保険者の資格を取得される方は、従来通りの取り扱いです。

保険料の算出方法について

● 令和7年4月1日以降に任意継続被保険者の資格を取得される方 資格喪失時（退職時）の標準報酬月額 × 保険料率

(ご参考) ● 令和7年3月31日までに任意継続被保険者の資格を取得される方

資格喪失時（退職時）の標準報酬月額(上限26万円) × 保険料率

例) 資格喪失時（退職時）の標準報酬月額 410,000円 40歳以上65歳未満の方の場合

A 【現行（令和7年3月31日までに任意継続被保険者の資格を取得された方）】

①410,000円 > ②260,000円（令和5年度平均標準報酬月額）

①②の低い額で算出 $260,000円 \times (10\% + 2.1\%) = 31,460円/月$ （一般保険料+介護保険料）

B 【変更後（令和7年4月1日以降に任意継続被保険者の資格を取得された方）】

410,000円が資格喪失時（退職時）の標準報酬月額で算出の基礎となる

$410,000円 \times (10\% + 2.1\%) = 49,610円/月$ （一般保険料+介護保険料）

この事例の場合、令和7年4月1日以降に加入すると18,150円/月 保険料が高くなります。

【注意】 ・ 例) の計算は、令和6年度の保険料率で計算しております。

・ **令和7年度の保険料率は変更される場合があります。**